# 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

## 1 第12次鳥獣保護管理事業計画について

○ 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第4条第1項に基づき、各都道府県において鳥獣の保護及び管理を図るための事業 を実施するための基本的な指針(以下「国の基本指針」という。)に即して策定する 5か年の計画であり、現行の第11次計画が平成29年3月末までとなっており、 今回の策定する計画は第12次計画となる。

#### 2 計画の概要

- この計画は、野生鳥獣(鳥類及び哺乳類に限る。)の保護管理と狩猟制度に関する 事項として、下記の項目について定めている。
- ① 狩猟の実施を制限する区域指定
- ② 鳥獣の捕獲許可
- ③ 特定鳥獣保護管理計画
- ④ 鳥獣の調査
- ⑤ 傷病鳥獣の保護及び管理等についての方針や事業の実施計画等
- ⑥ 法等で規定されていない許可基準など
- (注) 国は、鳥獣行政に係る諸問題に対応するため、現在、国の基本指針を審議中であり、今年10月に改定版を告知する予定である。

県は、改定基本指針に盛り込まれた内容を基に計画を策定する。

## 参考資料1

## 3 第12次鳥獣保護管理事業計画(案)について

第12次鳥獣保護管理事業計画に新たに盛り込む内容については、下記のとおりである。

## 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定の考え方

第12 次局獣保護官理事業計画の策定の考え方				
項目	現行計画	次期計画		
名称	第 11 次鳥獣保護管理事業計画	第 12 次鳥獣保護管理事業計画		
	計画期間	計画期間		
計画期間	・H24.4.1~H29.3.31(5ヶ年)	・H29.4.1~H34.3.31(5ヶ年)		
鳥獣保護区、特	鳥獣保護区の指定(県指定)	・計画期間中に変更予定の鳥獣保護区		
別保護地区及	67 箇所 25, 265ha	について今年度調査を実施。		
び休猟区に関	休猟区の指定	・現地調査の結果を踏まえ、保護の目		
する事項	3 箇所 1,785ha	的、配置等を検討。		
鳥獣の人工増	・放鳥により、自然界で繁殖し生	・放鳥事業は、その効果と影響を勘案		
殖及び放鳥獣	息数の増加を図る目的でキジ	して、見直しを含めた慎重な対応を		
に関する事項	の放鳥を実施(100羽/年)	行う。		
鳥獣の捕獲等	以下の目的の場合に許可			
又は鳥類の卵	①学術研究			
の採取等の許	②生活環境、農林水産業等の被	・同左について、国の基本指針に基づ		
可に関する事	害の防止	き内容を検討		
項	③特定計画に基づく個体数調整			
	④その他特別な事由			
鳥獣の生息の	・鳥獣の種類、分布状況、生息数	・同左について、国の基本指針に基づ		
状況の調査に	の推移等を把握するため下記	き内容を検討。		
関する事項	の調査を実施	・国の収集した捕獲情報等を収集・整		
	①鳥類生息分布調査	理することにより、鳥獣保護管理事		
	②希少鳥獣等保護調査	業の評価の記載。		
	③ガン・カモ類等調査	・調査内容について解析し、データの		
	④狩猟鳥獣生息調査	活用について記載。		
	<b>⑤有害鳥獣等対策調査</b>	IH / IV		
その他	・傷病鳥獣救護について、弥富野			
	鳥園を中心として、市町村、獣	・同左について、その体制の実効性に		
	医師、自然保護団体等との連携	ついて検討。		
	について記載。			

## 4 今後のスケジュール (案)

H 2 8	6月22日	環境審議会に諮問 (文書諮問)
	27 日	自然環境保全部会へ付託
	7月4日	自然環境保全部会開催(検討開始)
	12月20日	第12次鳥獸保護管理事業計画検討会(第1回)
H 2 9	1月17日	パブリックコメント(2月15日まで)
	2月27日	第12次鳥獣保護管理事業計画検討会(第2回)
	3月2日	自然環境保全部会開催(環境審議会へ報告)
	3月中	環境審議会答申(文書答申)
	3月中	計画公表及び環境大臣報告